

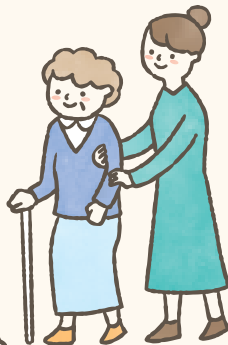
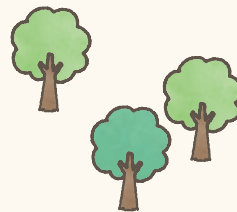


第4期

# 行橋市 地域福祉計画 地域福祉活動計画

～ みんなで支えあう 福祉のまちづくり ～

概要版



令和5年3月  
行橋市



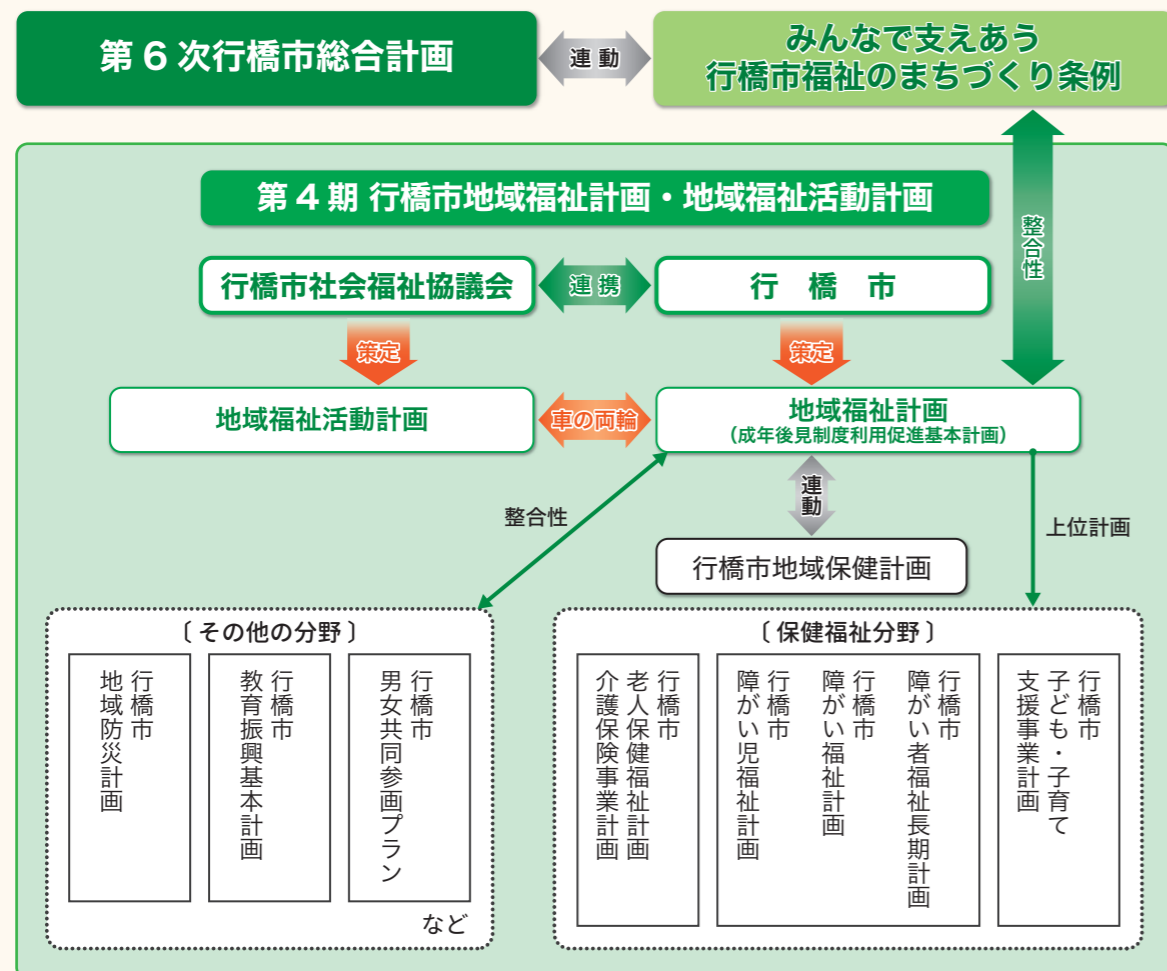
## 第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画について

### 計画策定の趣旨

本計画は、これまでの地域福祉施策の達成状況や本市の現状、社会情勢、国の策定ガイドラインに示された新たに盛り込むべき事項等を踏まえて、引き続き、市民、地域活動団体、事業者、行橋市社会福祉協議会、行政が一体となり地域福祉施策を推進するために、行橋市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」等を一体的に盛り込んだ「第4期行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和5年度～令和10年度）」です。

### 計画の位置づけ

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定するものです。
- 「第6次行橋市総合計画」との整合性を図っています。
- 保健福祉分野の「上位計画」に位置づけられます。
- 平成21年度に制定した「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例」と整合性を図りながら、福祉のまちづくりを推進していきます。
- 保健福祉分野以外の関連分野の条例・計画等とも整合性を図っています。
- 行橋市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」、及び市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に盛り込んだ計画として策定しています。



### 地域福祉計画のポイント

国は、少子高齢化による影響への対応の1つとして、地域福祉の推進によって“地域共生社会”の実現を目指しています。



#### “地域共生社会”とは？

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

厚生労働省「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」  
（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）より

わが国のこれまでの支援体制では、支援が必要だと声をあげられない人や、複数の課題が複雑に絡み合った人、ニーズの変更に伴う柔軟な対応が必要な人（子どもが生まれた、介護が必要になったなど）に対しては、適切な支援ができない状態が続いていました。

そのため、本計画ではこれまでの支援体制（現金や現物支給等）に加え、人や社会とのつながりがもてる環境づくりに向けたアプローチを進めるとともに、今まで行政や専門機関等が、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等の分野別・対象別で対応してきたものに加え、多機関の横軸の連携による支援体制を強化することや、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人々に対し行政や専門機関等から積極的に働きかけて情報提供・支援を行うアウトリーチ体制を強化することで、これまで見えていなかった支援ニーズの把握や継続的な支援・対応へとつなげます。また高齢社会の進行を見据え、退院した人や持病を持っている人、障がいを持つ人等が、地域で安心・安全な生活を継続できるよう医療と地域福祉の連携体制を強化していくことが重要です。

### 計画の期間

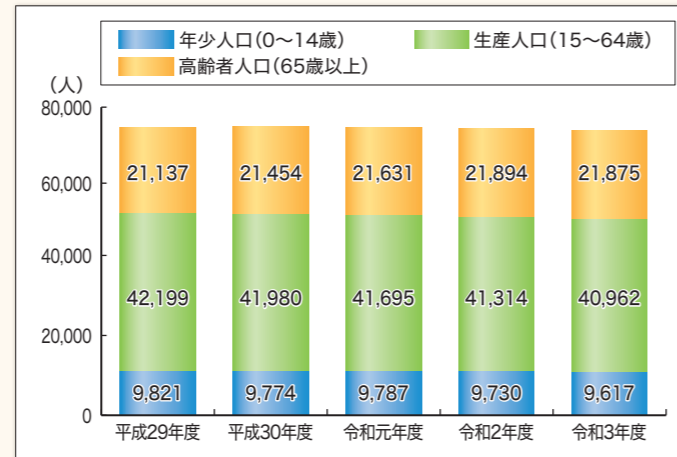
この計画の期間は、令和5～10年度までの6年間とします。なお、計画の期間内においても、社会情勢の変化や関連法制度の変更などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度	2024年度 R6年度	2025年度 R7年度	2026年度 R8年度	2027年度 R9年度	2028年度 R10年度
第3期計画							
次期計画策定		第4期 行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画					
						次期計画策定	

## 行橋市の現状

### (1)人口の状況

令和3年度末現在の総人口は72,454人で平成30年度以降は減少傾向にあります。年少人口は9,617人、生産年齢人口は40,962人でともに減少傾向、高齢者人口は21,875人で令和2年度から減少に転じていますが、高齢化率30.2%で増加傾向にあります。高齢化の進行、年少人口・生産年齢人口の減少が進行し、「支え手」が減少することが課題と考えられます。



### (2)支援を要する人等の状況

介護保険の要介護認定者数は、令和4年度4月1日時点で3,640人（認定率16.7%）となり令和元年度以降は減少傾向にあります。

障がい者手帳所持者数は、全体では令和3年度末現在で4,083人となり、令和元年度以降は減少傾向にあります。内訳をみると身体障害者手帳所持者は、同年度以降減少傾向にありますが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

18歳未満の児童人口は、令和3年度末現在で11,577人、総人口に占める割合は16.0%となり、少子化が進行しています。

ひとり親家庭は、平成30年度以降740~760世帯で推移しており、令和3年度末現在で745世帯（総世帯の2.2%）となっています。

外国人登録人口は令和3年度末現在で665人となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和元年度以降は減少傾向にあります。国籍別にみると、ベトナム社会主義共和国やフィリピン共和国の人が多くなっています。

生活保護世帯は1,100世帯前後で推移しており、令和3年度末現在で1,121世帯（1,347人）、保護率は18.6%※となっています。

### (3)地域団体等の状況

福祉分野をはじめとした各種活動等を行うボランティアの状況をみると、令和3年度末現在のボランティア団体は32団体、登録者数は765人となり、減少傾向にあります。個人ボランティア数は令和3年度末現在で112人となっています。

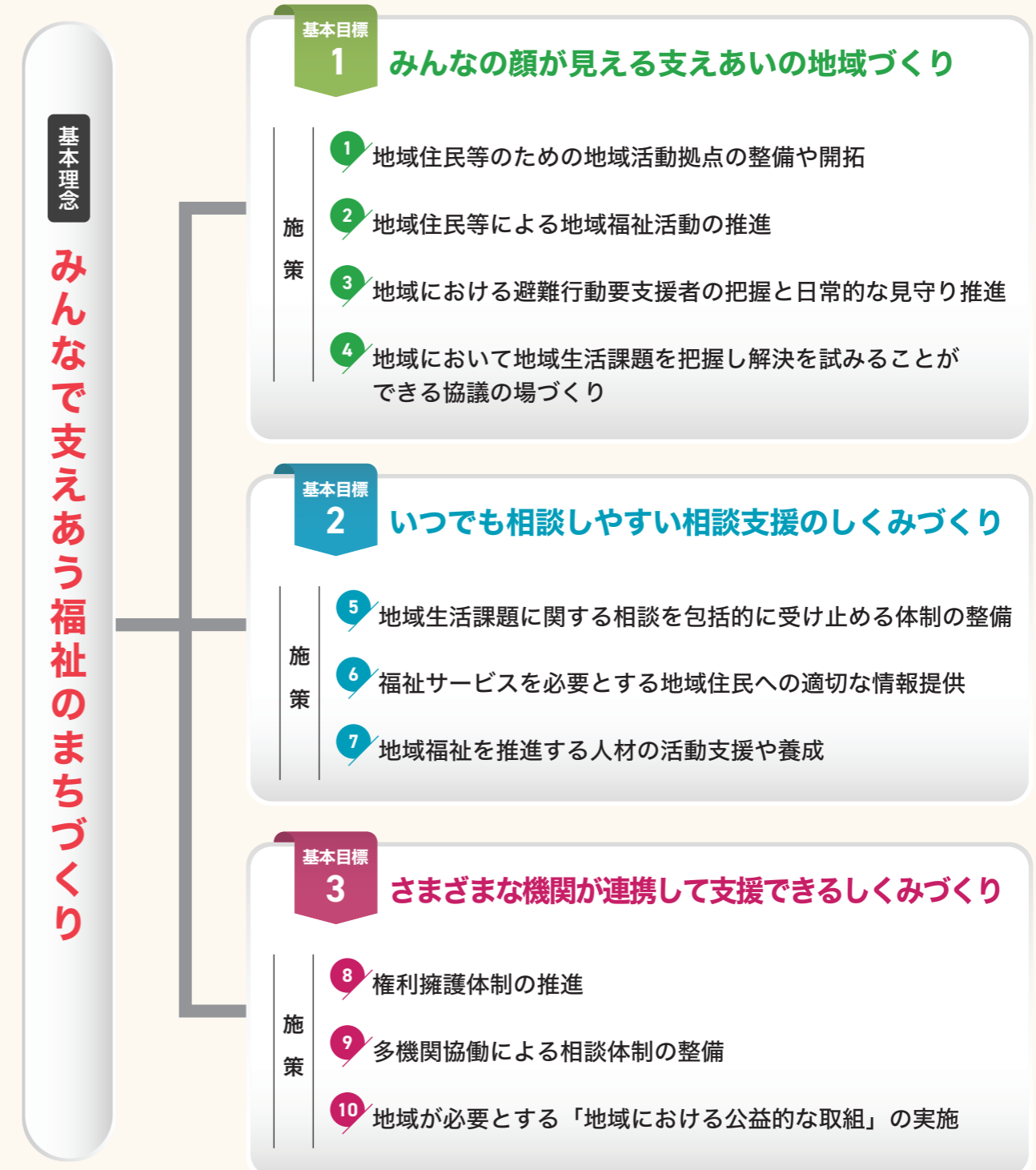
地域活動団体は、令和3年度末現在で、自治会が184団体、民生委員・児童委員が130人、老人クラブが97団体・5,448人、いきいきサロンが102団体（実際に活動している団体は81団体）・2,064人となっています。老人クラブといきいきサロンの団体数や登録者数はいずれも減少傾向にあります。

※ ‰（パーミル）：1,000分の1を1とする単位（千分率）であり、1‰は0.1%となる

## 計画の体系と概要（グランドデザイン）

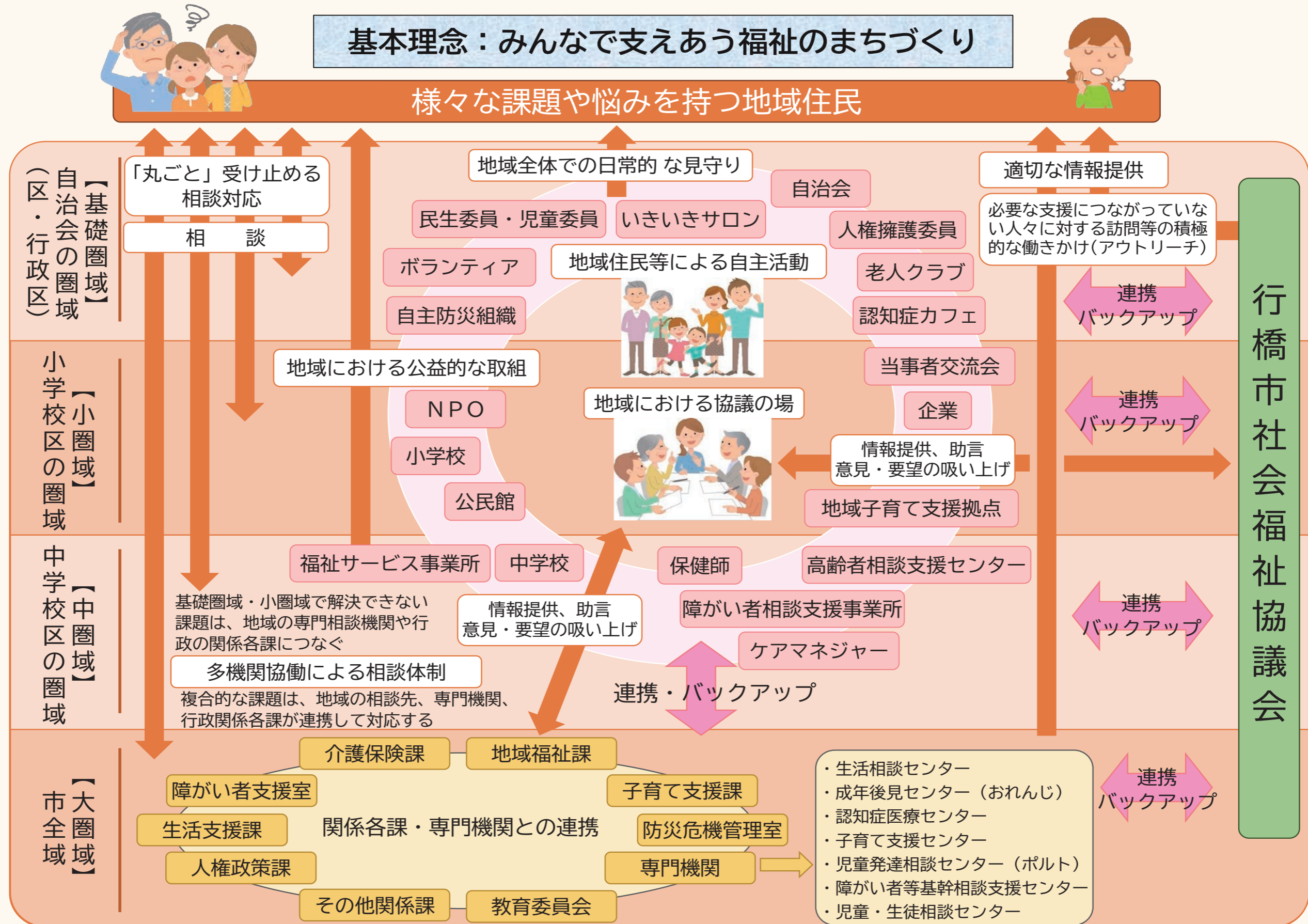
### 計画の体系

本市のこれまでの取り組みや地域福祉を取り巻く現状を踏まえて、第3期計画に引き続き、本計画の基本理念を「みんなで支えあう福祉のまちづくり」とし、市民をはじめ、地域のさまざまな関係団体・機関や事業者、市が協働して、福祉のまちづくりを進めていきます。



計画の概要(グランドデザイン)

本計画における取組や目指す姿を1枚の絵で表すと以下のようになります。



## 基本目標



### 基本目標①

## みんなの顔が見える支えあいの地域づくり

### 施策1 地域住民等のための地域活動拠点の整備や開拓

取組名	
社会福祉協議会	気軽に参加・交流できる居場所づくり 新たな集まりの場の整備・開拓
行政	公民館の環境整備 空き店舗等を活用した交流の場の確保支援 活動場所提供者・利用者のマッチング支援

### 施策2 地域住民等による地域福祉活動の推進

取組名	
社会福祉協議会	福祉活動の参加を目指した周知・啓発 ボランティアセンターの機能強化 世代・団体の垣根を超えた地域のつながりの再構築 地域福祉活動ネットワーク推進協議会等による地域福祉活動の推進 各団体の交流会や研修会等の開催
行政	福祉に関する市民大学講座の充実 総合的な学習の時間の活用 福祉に関する出前講座等の実施 世代間交流の推進

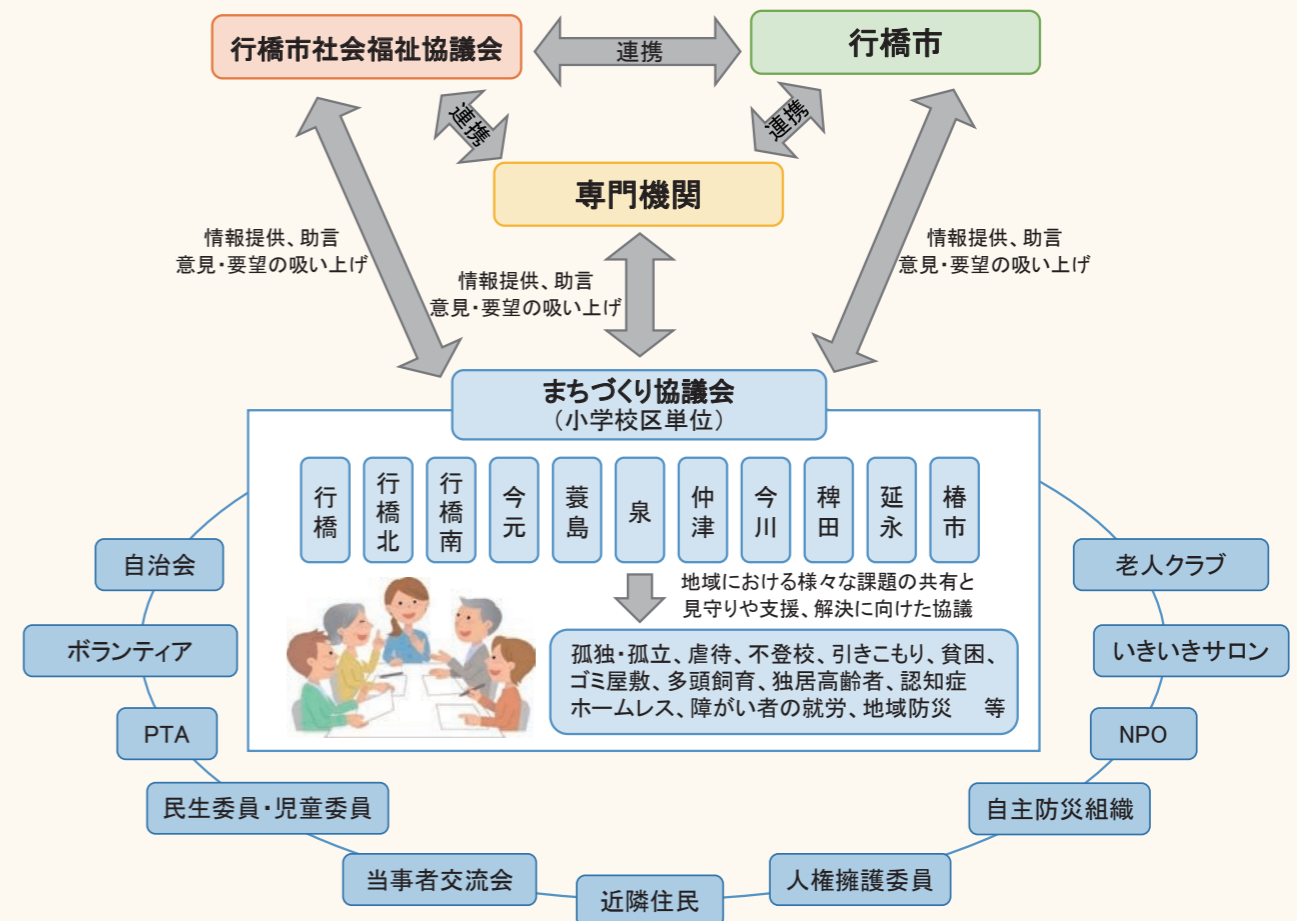
### 施策3 地域における避難行動要支援者の把握と日常的な見守り推進

取組名	
社会福祉協議会	「防災」に対する意識啓発 平時からの「防災」を意識したネットワークの構築 災害ボランティアセンターの設置・運営 行政・福祉団体等と地域で行う防災活動の連携支援 新たな見守り活動の促進
行政	避難行動要支援者名簿の登録推進と日常的な見守りへの活用 避難行動要支援者の避難訓練実施支援 高齢者等SOSネットワーク事業への登録推進 「防災メールまもるくん」等の登録推進 「あんしん情報セット」の配布促進

### 施策4 地域において地域生活課題を把握し解決を試みることができる協議の場づくり

取組名	
社会福祉協議会	地域生活課題の解決に取り組むための体制の整備 まちづくり協議会※を中心とした生活課題の解決に向けた協議 地域活動団体、ボランティア団体等様々な団体との協議の場の開催 社会福祉法人連絡会の活動推進及び地域活動団体との連携促進
行政	住民に身近な地域における協議の場づくり 住民に身近な地域における協議の場を活用した取り組みの推進

【まちづくり協議会※のイメージ】



※まちづくり協議会：本計画でいう「まちづくり協議会」は、小学校区の地域住民・団体が自発的に集まって組織するもので、現在（2022年）、11校区のうち4校区で組織化されています。その4校区のまちづくり協議会は、それぞれ〇〇会や△△会など地域独自の名称があり、参加する地域団体等も地域によって様々です。また、高齢・障がい・児童等の福祉分野の課題だけでなく、防災や地域活性化など多様なテーマに取り組んでいます。本計画では、こうした多様な形で組織化されている小学校圏域の中核的な地域組織を総称して「まちづくり協議会」と呼んでいます。



基本目標②

いつでも相談しやすい相談支援のしくみづくり

施策5 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

取組名	
社会福祉協議会	地域生活課題の早期発見 包括的な相談窓口の周知啓発
行政	民生委員・児童委員等の地域の身近な相談役の活動周知 各種相談窓口に対する意識啓発 アウトリーチに関する取り組みの強化

施策6 福祉サービスを必要とする地域住民への適切な情報提供

取組名	
社会福祉協議会	情報の収集・周知啓発 新たな情報発信の仕組みづくりと情報の受取り手の養成
行政	様々な媒体を活用した情報発信 様々な機会、場所、人材を活用した情報発信 地域住民の情報の受け取り方に関する支援

施策7 地域福祉を推進する人材の活動支援や養成

取組名	
社会福祉協議会	地域の役員を中心とした見守り支援 小地域福祉活動のための人材の養成と発掘 福祉を担う人材の養成と活動支援 企業による福祉ボランティアや医療介護と地域の連携促進・活動支援
行政	民生委員・児童委員の活動支援 民生委員・児童委員の人員配置適正化 自治会活動の支援 人権擁護委員の活動支援 福祉に関する市民大学講座の充実（再掲） 総合的な学習の時間の活用（再掲） 福祉に関する出前講座等の実施（再掲）



基本目標③

さまざまな機関が連携して支援できるしくみづくり

施策8 権利擁護体制の推進

取組名	
社会福祉協議会	権利擁護体制の強化 日常生活自立支援事業の推進 法人後見事業の推進 権利擁護における多機関連携の強化
行政	地域連携ネットワーク構築の推進 成年後見人等候補者の受任調整機能の充実 関係者に向けた成年後見制度の研修や啓発 成年後見制度利用支援事業の活用促進 成年後見制度における法人後見実施機関の支援 要保護児童対策地域協議会の充実 人権に関する相談窓口の周知

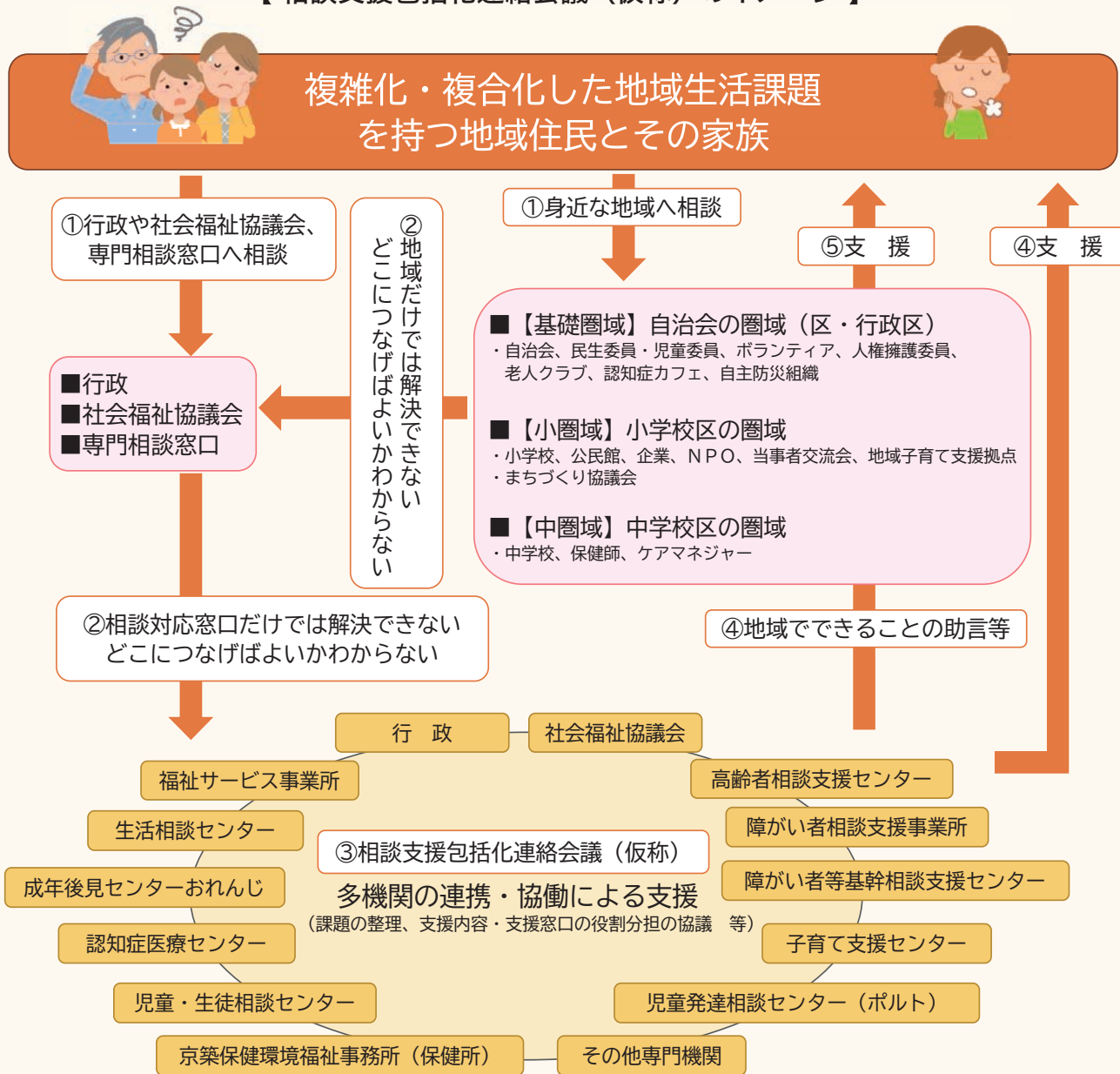
施策9 多機関協働による相談体制の整備

取組名	
社会福祉協議会	包括的な相談体制の構築 幅広い世代の相談を受け止めることができるネットワークの構築 関係機関と連動した相談支援体制の整備
行政	「相談支援包括化連絡会議（仮称）」の設置・開催（P11参照） 多機関協働による相談対応 医療と福祉の連携体制構築

施策10 地域が必要とする「地域における公益的な取組」の実施

取組名	
社会福祉協議会	地域における公益的な取組の推進 様々な団体の地域活動への参加促進 様々なニーズに対応できる幅広いネットワークの構築 社会福祉法人連絡会の活動推進及び地域活動団体との連携促進（再掲）
行政	社会福祉法人による地域における公益的な取組の支援 民間企業等における公益的な取組の支援

【相談支援包括化連絡会議（仮称）のイメージ】



第4期 行橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版

発行 / 令和5年3月

編集 / 行橋市地域福祉課・社会福祉法人行橋市社会福祉協議会